

〔登録取消・一時停止 措置実施状況〕(2024 年度)

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

＜凡例＞

2	2024 年 7 月	(中部地区)	一時停止
解体作業場にエアバッグ類未処理ハーフカット車台があった。			
＜規約第 7 条 1. (5)＞			

1	2024 年 7 月	(北海道地区)	登録取消
正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。			
＜規約第 7 条 1. (5)＞			

以上